

北九州マラソン大会参加者災害補償規定 抜粋

災害補償規定 抜粋

第1条（本規定の目的）

本規定は、北九州マラソン実行委員会（以下「甲」とする）が主催する北九州マラソン（以下「大会」という）の次条に定める被補償者（以下第2条に定める大会参加者）が、その大会参加中に被った傷病にたいして、「甲」が給付する災害死亡補償、後遺傷害補償および療養補償について定めることにより、傷病を被った被補償者の救済を図ることを目的とする。

第2条（被補償者の範囲）

本規定は、「甲」が作成、保管する名簿に記載された被補償者で、大会当日に、大会に参加するため、「甲」の指定する場所に集合した時から、「甲」の管理下を離れた時までをいう。ただし、以下に該当する場合は、「大会に参加中」とはみなさない。

- ・被補償者が大会に出場する者の場合には、所定の出場手続きが完了するまで
- ・いかなる場合においても「甲」が閉会式を終了した時以降

第3条（用語の定義）

本規程において、次に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従うものとする。

用語	定義
災害死亡補償見舞金	補償適用の原因が生じた直接の結果として、その補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内に被補償者が死亡した場合に、災害死亡補償見舞金の全額をお支払いします。ただし、すでに支払った後遺傷害補償見舞金がある場合は、災害死亡補償見舞金からその金額を控除した残額をお支払します。
後遺傷害補償見舞金	補償適用の原因が生じた直後の結果として、ケガをした日からその日を含めて180日以内に被補償者に後遺障害が生じた場合、または特定疾病で公的な後遺障害認定を受けた場合。支払割合（最高100%）は、後遺障害の程度に応じて決定します。
傷病	以下の各項に該当するものをいう。 (1) 「傷害」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く）を含む。 (2) 「特定疾病」とは、以下のものをいう。 急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患、くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患、日射病および熱射病等の熱中症、低体温症および脱水症。

入院	傷病の原因が生じた日からその日を含めて180日以内に、被補償者が傷病の治療を目的として入院することをいう。ただし、入院見舞金の給付日数は180日を限度とする。
通院	傷病の原因が生じた日からその日を含めて180日以内に、被補償者が傷病の治療を目的として通院することをいう。ただし、通院見舞金の給付日数は90日を限度とする。

第4条 (給付内容)

		傷 害	特 定 疾 病
災害死亡見舞金		300万円	300万円
後遺傷害見舞金	1級 ～ 3級	300万円	300万円
	4級 ～ 6級	225万円	
	7級 ～ 9級	150万円	
	10級 ～ 12級	75万円	
	13級 ～ 14級	37.5万円	
	障害手当金		30万円
療養補償見舞金	限度日数 180日／入院日額	4,000円	4,000円
	限度日数 90日／通院日額	2,000円	2,000円
往復途上の補償		補償対象外	

(注) 金額が表示されていない欄は、災害補償規定の支給項目としての対象になっておりません。

第5条 (補償の対象外)

「甲」 は下記に掲げる事由によって被補償者が被った身体障害について、第1条で定める救済は行わない。

- ① 被補償者の故意・重過失
- ② 被補償者の自殺行為・闘争行為
- ③ 被補償者の麻薬・あへん・大麻・覚せい剤・シンナー・危険ドラッグ等の使用
- ④ 被補償者の無資格運転中・酒酔い運転中の事故
- ⑤ 戦争・暴動など
- ⑥ まめ、靴擦れ等により足指、足の裏等の足部に発生した身体障害
- ⑦ 細菌性食中毒による身体障害
- ⑧ 大会開催日の直前12か月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係のある急性心疾患・急性脳疾患
- ⑨ 該当する補償規定がない場合

等

以上